

アキヒコの磁場に集う in SHIZUOKA

松澤和正・細野容子・横山巖

—アキヒコの磁場に立つ3氏による講演—

第27回AKIHIKOの会開催



二〇一二年早々、一瞬でしたがアキヒコの風が吹きました。朝日新聞「天声人語」(2012.1.23)にフィルムカメラの終焉を告げた米国イーストマン・コダックの経営破綻に関連して、戦争写真家岡村昭彦をとりあげました。いまやシャッターを押せばいつでもどこでも、すぐきれいに撮れる時代。それだけに「撮ったものが事実」「写ったものがニュース」といった詐欺まがいの情報が巷にあふれています。しかし、フィルムの消滅といっしよに、「何にレンズを向けるべきか(Ⅱ)「シャッター以前」」をアキヒコ伝説として風化させるわけにはいきません。

今年のAKIHIKOの会は三月二四日(祥月命日)、岡村昭彦文庫(蔵書約一万八千冊)のある静岡県立大学

での開催になりました。名付けて「アキヒコの磁場に集う in SHIZUOKA」。今回も昨年に続きAKIHIKOの会世話人の三人による講演会になりました。

トップバッターは、岡村昭彦の思想を体ごと受けとめながら看護学と看護教育への道を歩んできた松澤和正さん。演題は「岡村昭彦が看護師に夢見たもの」。若い頃、岡村の影を追いかけてアイルランドまで行った松澤さんは、看護師を経験して大学で看護学・看護教育を教えている。岡村はゆたかな知的素養をもつ自立した看護師を求めたが、その夢の実現にはほど遠い気がすると述べ、岡村さんのいう自由で批判精神を持った「生意気な」看護師を育てていきたいと語った。

二番手は、細野容子さん。演題は「ホスピス—日本の現場—病院へ就業して見えるもの」。細野さんは岡村さんが名古屋で現役の看護師を対象に一般教養のゼミを始めたときの世話人。その後、広島国際大学、岐阜大学で看護学科教授を勤め、退官後、再びホスピスの現場に戻る。そしてそのホスピス病院を通して見えてきたホスピスの現場を語った。

最後は、弁護士横山巖さん。横山さんは裁判官時代(19年間)から少年事件に深い関心を注いできた。演題も「非行を行なった少年達の社会復帰について」。横山さんは、非行に走り、少年院などで更正してきた少年たちの受け入れ先が少ない。居る場所を確保し、職を得ることによって、彼らは初めて社会復帰が出来る、成長していける。彼らに自己肯定感が持てるように導いていくなど、やり直しが出来る社会にすることが大事であると訴えた。富士山を望む丘陵地にある静岡県立大学キャンパス。図書館三階からは、前日の雨もあがって、富士山が参加者を歓迎してくれた。午前中、岡村文庫の見学。午後、講演会の参加者は合計五九名であった。

岡村文庫で「3.11 原発」資料を読む

よねざわ
米沢 慧

(批評家・岡村昭彦の会世話人)



『電力と原発、体育の思想』

小冊子『電力と原発、体育の思想』（岡村昭彦が母親たちに語ったこと VOL3 静岡県立大学岡村昭彦文書研究会）がアキヒコの会で配布された。一九七七年一月の貴重な記録だが、この機会に岡村文庫から『電力と原発』関連の蔵書にふれてみたい。

岡村文庫に来るのはたのしみだが、彼の息が吹き込まれている資料、彼が食べ尽くそうとしたものだけに、息を整えて入庫しなければならぬ。「きましたよ」とつぶやく。すると「てぶらで帰るなよ（問題意識をもってきたか）」という叱声がかきこえてきそう。要するに、岡村という「博覧強記・直覚力・シャッター以前」という磁場に足を踏み入れることになるから、わたしの「直覚力」も試されることになる。

眼光紙背に徹すということばがあるが、ここで採用するのは本の背の流れを読むこと。蔵書の背表紙を流し目で追っていくと書棚のメニューと本の輪郭から、テーマや時代が飛びこんでくる。この方法は岡村さんが神保町界限の社会科学系古書店「文献棚荒らし」でよく口にした「棚がうごく」を真似た嗅覚だといっている。

原発関連では『原子力白書』（57〜64年版）をはじめざっと二百冊が並んでいるが、あらためて原子力は広島・長崎の原爆体験（核兵器）とと

もに戦後を規定する概念として登場したということである。

ここで忘れてならないのは、本にも誕生日と歳月があることだ。『原子力発電』は一九五四年の翻訳本から始まって数冊収蔵されているが、分岐点は一九七六年の武谷三男編『原子力発電』（岩波新書）。著者は物理学者として自戒をこめて「原子力利用の長い道のりは、目前の目的のためにあせればあせるほど、ますます遠い見果てぬ夢となっていく。原子力はまだ人類の味方ではなく、恐ろしい敵なのである」と序に記している。

もう一つ核時代という視点がある。ベトナム戦争を核時代の戦争と規定した岡村は「核時代に平和を求めて」（68）を発表しているが、六〇年代は『核の時代』（65）『核時代と人間』（68）『核時代の国防経済学』（67）など核（兵器・戦争）が目を引く。けれど、七〇年代に入ると高度成長期と原子力発電の加速（当時原発は17基、現在54基）とともに核表現は一気に駆逐されて、『日本の原子力産業』（69）から『原子力戦争』（76）といった表現が棚に連なっている。

そして「電力・エネルギー」の棚はざっと百数十冊。異彩を放つのは戦時下の国家統制をあますところなくつたえている『日本発送電社史』（54）。戦後電力の起点は戦時下体制に端を発していることがしれる。東京電力をはじめ九大電力会社が列



島を支配していく姿は『中部電力10年史』（61）、『北陸電力10年史』、『関西電力の10年』（61）等の編纂社史からわかる。さらに電力資本の肥大化の道筋は水力・火力・原子力の「発電」にとどまらず「送電・配電」にあることが『四国配電10年史』（53）や『日本碍子株式会社30年史』（59）等から見えてくる。

第7次革命の契機となったエネルギー

ここまで拾い出してきた、岡村文庫にあつてしめるべき本が見あたらないことに気付いた。『エネルギーの征服』（A・ヴァラニヤック 蔵持三也訳 新泉社 一九七九）である。蔵書目録『シヤッター以前』にも載っていない。

この本は出版当時、岡村昭彦から付箋が差し込まれて送られてきた一冊でもあったからよく覚えている。人類が火を獲得した段階をエネルギー革命史の起点として、近代の産業革命の契機となった石炭・蒸気の登場を第5次革命、石油と電気の時代を第6次革命と定め、「原子力とコンピュータ」を第7次革命として今日につないでいた。岡村が付箋をつけ朱筆で線を引いた箇所（228頁）はつぎである。

「われわれは誰でも知っている。一九四五年八月六日、人類がひとつの新たな時代に入り込んだというのを…ヒロシマ。…それは地球全体を恐怖で襲ってしまう時代。人類は一瞬にして完璧に

自らを死に追いやってしまうこともできる。そしてまた宇宙の征服が始まった時代でもある。一九六九年七月二日、アームストリングとオルドリンの二人は月面を歩くという偉業を成し遂げた。」
第二次世界大戦の刺激によって発達した技術である。コンピュータは電子の量子力学的ふるまいを、情報処理に利用した技術である。この技術がなければ原子力（核）のコントロールは、ほとんど不可能に近い。21世紀はその渦中にあるのだ。引用した下線にふれて思い出す岡村昭彦の指摘（直覚力）は「人類は核の廃棄物の捨て場を探している」というものであった。
私たちは「脱原発」をエネルギー革命の第8期として措定できるだろうか。

県立大学附属図書館への来館の方法

図書館の利用については、県立大学附属図書館のホームページをご覧ください。
<http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/library/index.html>

・大学までのアクセス

東京方面から：JR静岡から2駅手前のJR草薙駅
名古屋方面から：JR静岡駅から2駅目のJR草薙駅
・最寄の駅からのアクセス

JR「草薙駅」又は静岡鉄道「草薙駅」からはバス「草薙団地」行きで「県立大学入口」「三保草薙線」へ乗車「県立大学前」下車 所要時間約3分
また静岡鉄道「草薙駅」「美術館前駅」草薙駅から徒歩約15分

岡村昭彦が看護師に 夢見たもの

(千葉県立保健医療大学教授)

まつざわかずまさ
松澤和正



岡村さんにお会いしたことがない

ご紹介いただきました松澤と申します。私は現在、千葉県立保健医療大学の看護学科で看護教育に携わっておりますが、こういう仕事を持ち、こ

ういう人生になったということは、実は私にとつてはある意味思いもよらぬことだったわけですが、私は、二七歳のときには公務員をしております、その頃、岡村さんのことはたまたま、神田の古本屋街を歩いていて、『これがヴェトナム戦争だ』という写真集に出会って知ったのです。それで、どこか不思議な人だと思いついて矢先に亡くなられて、訃報が新聞に載ったんですね。「どうして、急に？」というふうに思っていたら、その後まもなく、立て続けに岡村昭彦集が岡村春彦さんと暮尾淳さんの編集で刊行されていた。それを夢中になって読み続けているうちに、これは大変なことだと。私にとつてですね、大変な事件がおきてしまったという感じになってしまった。「こういう人がいるんだ。こんなことができるんだ。人間には」そういう思いから、AKIHIKOの会の皆さんにお会いしたり、会に呼んでいただいたりで、いろいろなお話をしてもらって、「こんな所に来るとろくなことがないよ」なんて言われながら。だけど私には、その頃のことをいまだに非常に楽しく思いだされるんですね。そういうなかで、岡村さんの著作やその足取りというものを自分なりに考えるうちに、精神科のボランティアを始めて、それから精神科病院の看護助手になって、そしてそこで看護師になってしまふ。いまでは看護教育に携わっている、とこういう流れな

んですけれども、そういう意味では、岡村さんに出会っていなければ、その後私が、看護師になるなんてことは絶対なかったでしょうし、当然、看護教育なんてまったくありえなかった話なのです。しかも私は、生前に岡村さんには全然お会いしたことがなく、著作としてだけです、私にとつて理想化された岡村像のなかでしか私は岡村さんを理解していません。非常に我儘というか好き勝手に岡村さんを辿りながら動いてきた、というところがあるので、その辺を割り引いてお聞きいただければと思っております。

アイルランドの家まで押しかけて

たしかに私は、岡村さんに非常に入れ込んだ時期があったんです。そうでもないことや、仕事も変え、家も追い出され、みたいなことにはならなかった。あげくの果てにヨーロッパへと、二五年くらい前ですか、ちょうど岡村さんが亡くなってまもなく、私は仕事を辞めてしまい、それでヨーロッパに行つて、アイルランドの岡村さんの奥さんの家まで押しかけてしまふ、そういうことまでして。だいぶあの頃は私も若かったし、岡村さんという存在は半端でなく、私にとってインパクトを持った時代だったんですね、そこまでさせてしまった。けれど、それから時を経た今、どうかと言ったときに、なにかずいぶん遠くなったというところもあるんですね、実感としては。残念な

ことだと私は思うんです。ただ、どういうふうに残念なのかなど。それなら残念でない部分も多少あるのかどうかということでした。ただ、私としては、どうしたら戻れるのかということをやはり考えなきゃいけない。そういう時期でもあると思います。どうしたら戻れるのか。けれど、そういう時代にただ逆戻りすることが、私にとっていいことかどうかはわからないんです。

看護って科学なのか？

この「遠さ」に関して、ひとつの例としては、私自身、看護教員として、看護教育とか研究とかやっておりますが、最近になってというか、実はもうだいぶ前から言ってもいいんですが、非常に違和感を感じるんですね。一言でいってしまうと、なんというのか、とにかく息苦しい。なんでも目標とか、目的とか、そのための根拠とか、さらにそのための何とか理論とか、そういうどうでもいい堅苦しい枠組みで自己防衛してするような学問に成下がっているという気がしてならない。成り下がっているといっても、だったら成り上っている時期があったのかというのも疑問ですが。

実際、この前私を書いた『臨床で書く』という本の書評があるところに載っていて、その書評を書いた看護大学の教員が、自分のことを科学者だっているんですね。看護師なんですけれど、科学者だと。それで、この本は「こてこて」の文系の

本であるけれど、まあそれなりにいいことも書いているとかいう感じで、それこそ否定も肯定もさえずるところでしたが、それはまあどつちでもいい。ただ、自分は科学者で「文系ね、この本」みたいな受け入れられ方が驚きで、その時に、ああ、看護って科学なのか？ でも科学って、まさかナチュラル・サイエンスじゃないでしょと。ヒューマン・サイエンスだったらまだわかるけれど、そういうこともあまり考えずに？ 科学や科学者というってしまう、そういう看護というものに対する認識、これはいったいどんなものなのかという驚きがありました。しかも、今日の看護学の研究論文。みなさんは看護学の研究論文なんて見たことも聞いたこともないと思います。日々、飽くことなく量産されております。いま、看護学は、非常にアカデミックに発達しております。博士号の学位を持った教員や研究者は山ほどおります。けれど、それにしても、判で押したようなものが多すぎる、という気がしてならないのです。冒頭の要旨を読んだだけでも十分という感じで、私は、どうしてもそういう流れに乗れない。そんな研究なんてできないし、したくもないという、そういう意味では私はもう研究者失格なんです。ただ研究に関心も何もないということではなくて、私なりの研究というものの価値はもちろん持っているつもりですが。

煩雑な大学運営

それからもうひとつは、これは愚痴になってしましますが、大学に所属していますと、まさに煩雑な大学運営というのがあります。大学には様々な委員会や部会などがあって、四六時中会議、みたいなところがあります。私は今回、私学から県立の大学に移ってきて驚いたのは、非効率で大変保守的な官僚的体質というものなんです。一時期は、ほんとに事あるごとに反発して私なりに結構闘ってきましたが、そういう現実のなかでどこかしら岡村さんに回帰しているはずなのに、実はどうも活かしきれないという気がしてならないです。

どうしたら戻れるのか、いろいろ考えてはみるんですが。官僚的なるものということも含めて、ちよつと唐突かもしれませんが、たとえば看護でないものを考える、看護的なものはもうやめようと、そうでないものから始める。気持ちとしてはそれくらいでもいいのではないかと、そう私は思っています。新入生のガイダンスの時に、「君たちは看護学やらなくてもいいよ」とまでは言い切れませんが、一応耳半分ぐらいの気持ちでやってみなさい、くらいは言ってもいいと思っているし、実際そんなことを言っています。というのも、臨床にいた頃の自分と、教育者としての自分というのが、いまだにどうも繋がらないというか、やはり

教育なるものへの不信は、看護学生以来のものがあります。端的に言ったら、看護師を駄目にしてるのは看護教育そのものじゃないかというふうに思えてならないわけです。しかもその駄目にした教育は、それこそ歴史的な、岡村さんが常に言われる一〇〇年二〇〇年の歴史を遡らなければ見えてこないような根深さがある。事実、看護教育が、明治の中頃に始まって、百何十年たつわけですが、そういう意味ではそういう歴史、近代史、現代史っていうものをもう一度見直してみないといけないというふうに非常に思うんですね。

だから私が、最近大変に驚いたのは、日本看護歴史学会という看護史の専門学会が、これも日本看護協会という巨大な職能団体の出版会からごく最近出版した『日本の看護一二〇年』という本があります。そのなかで、第二次世界大戦中の看護に関する記述が、ほんとうに少ないのです。ページもなくて一段落あるかないかなのです。戦争の時代だったから、異常な時代だったんだから、別にそれをまともにその取り上げること自体おかしいでしょ、みたいな感覚なんですかね、わかりませんが。

しかしあの時代ほど看護が劇的に変わったといふか変えられた時代はないんですね。ジャーナリストの吉田敏浩さんというAKIHIKOの会の世話人でもある人が最近書いた本に『人を資源』

と呼んでいいのか―「人的資源」の発想の危うさ』というのがあります。そこにあるように、人的資源という人間をも資源として考えて戦争に備える資源局というのが一九二七年にできて、一九三八年には、現在の厚生労働省の前身となる厚生省ができる。まさに一五年戦争の真つただ中に。何故かという、戦場に送るための屈強な人間を生み出すための行政組織として作られたわけです。

その後、一九四一年、太平洋戦争が始まったまさにその年保健婦規則というのができました。当時の保健婦は看護師の専門的役割の一部にすぎなかったのですが、それを改めて国家資格としてオソライズされたわけです。それが一九四一年。だからこれもまさに先ほども申し上げた通り、地域において保健活動を行って、健康で屈強な、要するに戦争に「適した」人間を育て上げるためのものなんです。また、いま崩壊の危機にある皆保険制度の始まりというのも戦中にある。そういう意味では、岡村さんがよく言っていた負の遺産というか、その時代に生まれた看護の枠組みの根っこもそこに存在するというわけです。

そういうことを考えると、戦中の歴史を五行や六行で終わらすなんてことはできない。私は看護学科の一年生の看護学概論の時に常に強調するんです。そういう負の歴史みたいなどころから看護というものを捉えていくことは、別に看護を貶め

ることもなんでもなくて、むしろ看護とは何かそのエッセンスとは何かということを問う、大変重要な論点になるはずだと。そういう歴史的な視点というのを外しちゃいけないということを書いて、一人で怒ってるんです。すると学生は「先生今日はずいぶん熱が入っていましたね」みたいなことを感想に書いてくる。「でもなんか面白かった」とかも書いてあるんですが。

岡村さん独自の歴史観や世界観

こういう問題意識は、なぜ私にとつて岡村昭彦なのかということと当然重なるのですが、岡村さんから最初に感じたのは、それ以前に、自分がとても不自由な存在なんだということですね。その頃の私にも、どうも狭苦しい世界に生きてるなという漠然とした感じがありました。岡村さんというのは「人間ってこんなふうに自由に生きられるんだ」という衝撃そのものだったわけです。つまりそれは、岡村さん独自の歴史観や世界観へと開かれた態度ともいえると思います。戦争や紛争の現場において、硝煙のなかでフォトグラファーとして泥まみれになっている彼と、書庫の暗がりなかで背中を丸めて歴史の声と向き合っている岡村さんというものが、直接繋がっている。人の生きる現場で格闘している現場主義と、フィクションナルな時間や空間において学ぼうとするその自由なあり方が、直接、接合されているような存在。

それが非常に独特な表現と共に伝わってきたということなんです。そんななかで、私のなかに「お前にとつての現場とはどこか？」という岡村からの反問がしだいに過激になって、そうこうするうちに仕事も辞め、それから精神科病院に無資格の看護助手として就職したと、そういう感じでした。

だから、その頃の自分というのはだいぶ岡村さんのなかで生きていたという実感がありません。かなり気負っていました。看護助手といつても夜勤もありましたので、その勤務の合間合間に、エンゲルハートの『バイオエシックスの基礎づけ』というこんな分厚い真つ赤な本をですね、仮眠室に持ち込んで読みふけてかっこつけてたという。これこそまさに岡村の方法だみたいな感じで。いままさらながらに思い出します。それで、病棟の婦長批判なんかも平気でやって、辞めさせられそうになって、病棟異動になったりと、本当に岡村を気取ってたという感じでした。

だけどそのうちにやはり明らかに減速していききましたね。現場っていうものが、自分にとつてようやくくりアリティをもつたものとして映ってきた。きつくなってきたんですね。患者さんを受け持つっていうことが。ただ岡村さんの名を借りたような勢いだけじゃとても勤まるものではないと思いはじめたわけです。そこでもまた、岡村という人にどうやって戻るべきかというところに行き着くの

ですが。私はもうすでに現場に呑み込まれていて、そんな暇も、余裕さえも与えないような厳しさのなかにおりました。そこで出会ったのが、臨床人類学という学問で、病いとは経験であり語りであるという、そういう象徴的な言葉があるんですが、これに私は非常に惹かれました。何故かわからないけれど。私はこの研究を始めて、大学院の方へも行ったわけです。臨床人類学というのは、比留間さんが文化人類学を教えていて、まさにその学問のサブカテゴリーみたいなものですが、エスノグラフィという方法論がこれらの学問のエッセンスともいえるものなのです。けれど、これは気がついてみると、岡村の方法そのものともいえるものなんです。どういうことかというところ、これはフィールドワークの方法のひとつで、現場に出かけていって、ただ観察するとか、その日たまたまばったりとか、そういうことではなくて、もうそこに住み込むぐらいの感じで、それで見えてくる、それで変わってくる「自分」自身を書く、みたいな、そういう方法論なんですな。

最初私は、病いが経験であり語りであるとかいう人類学的な発想の意味を知っていたわけではありません。いまでもそれほど知っているわけではありませんが、それでも少しずつ学んでいくうちに、基本的にこれは岡村と同じような方法や発想を含むものなんだ、ということがわかってきた。

ああそうか、また岡村に行きついちゃったということがありまして、そういうなかで書いたのがこの本です。『臨床で書く』といひまして、まさに精神科の臨床で、私自身が苦しみながら、どこかでまた岡村さんの方法というもののなかにまた引き戻されて書いたと私は思っています。

大学教育を受けて看護師になる時代

そんな仕事をしながら教育の現場に入っていくわけですが、先ほども言いましたように、いまの看護教育の現状というのは、もう四年制の看護系大学が二〇〇あまりございまして、三〇%ぐらいが四年制の大学教育を受けて看護師になるという時代なのです。看護系の大学院も続々と新設されていって、もう一四〇とかという数字で大変なものです。そういう方向で、看護教育の専門分化や高学歴化が進んでいるわけです。しかしこれが、岡村が目指した「看護師が手段として使われないための一般教養」を充実させるための、まさにその実現なんだと胸を張れるかというところ、私の実感では、そういう岡村的な理念とは程遠い、むしろ逆ではないかと思うわけです。看護基礎教育が四年制になり、看護学の修士や博士をいくら量産するようになって、やはり看護教育のメインストリームというのは、明治以降の古めかしい歴史の精神を内在させたままであり、そこに現代的な主に米国から直輸入の看護学を接木しているにすぎ

ないという感じですが。ただ、こうした傾向は、看護教育だけに限らないと思います。教育全般においてやはり、日本の近代教育がもつ本質的な問題点というか、そういうものが貫いており、そういうものも含めて、看護師というものを生みだすための非常な障害になっているのではないか、という印象を強く持っております。

だからかどうかわかりませんが、看護は、学問としてのあり方そのものに大変なコンプレックスを持つてゐるんですね。特に、看護学は学問として確立しているかどうか、しかも科学というものであるかどうかということにまだに強く固執し続けているのです。そういう妙なコンプレックスのなかで、自分自身を批判的にまっすぐに捉えていくような、本来学問が自ら備えるべき自己批判という、ある種の弱さというものを肯定しようとしないうのですね。看護は強いんですよ。何故か。

この話は、実は先日、看護実習の説明会、反省会というのがあって、県立病院などの看護部長や局長とかいう錚錚たるメンバーが集まった時のことです。私たち教育側に文句を言うんですよ。

「なんで最近の看護師はすぐに辞めてしまうのか？」って。「あなたたちがちゃんと教えないからじゃないか？ だから現場に来て困って、それで彼らは辞めていく」って言うんですよ。その後話が進んで、どこに行きついたかというところ、「強

い看護師をつくってくれ」って言うんですよ。強い看護師を。要するに、強くて長持ちで安上がり。そんなニュアンスを私は感じて、しかも「強さ」という言葉がとても表面的で軽々しく聞こえたものだから、私はその時言ったのは、「そんなこと言われる前にね、看護師は逆に強すぎるんじゃないですか」って言ったんです。現場に行くと、看護実習の現場に行っても、学生は半人前以前の扱いで、何でこんなことも知らない、できない、と威張っている実習指導者は山ほどいる。そんな強い看護師が多いから若い看護師が育っていかない。強い人が多すぎるから、逆に看護が弱くなっているんだみたいなことを言ったわけです。そうしたら部長の皆さんなんかは、きよんととしておりまして、教員だけはなぜかうけてました。

だから看護というものをもう一度考え直すべきだと私は思うわけです。岡村さんが目指していたと聞いていいかわかりませんが、もっと柔らかくして自由な、独自の世界観や歴史観というものを持てるような、むしろ自分のプログラムもって勉強しなさい、みたいなのがありました。私もそう思います。けれど大学にいます、そんなことも言ってもらえない。看護の大学教育においては、厚労省並びに文科省の指定規則というのががちり決まっています、それに沿って看護教育のカリキュラムというのが組まれている。それも年々精緻化し

ていく傾向にあつて、大変なものです。だから、極端な話、先ほどの医療現場の要求みたいなものもあつて、どんどん技術教育化しているというのが現状なのです。だから結果として、大学教育であるにもかかわらず、多様化と個性化ではなく、人形焼きや金太郎飴のような画一化が進んでいる。だから、私としては、そんな学生を憐れんで、「勉強でなくて学問でしょ」ということを言い、「だから教員の言つてることなんて、まともに聞いてちゃ駄目だ」とまでは言い切りませんが、「耳半分で聞いているのが大事。必ず自分の脳みそを通して聞いて下さい」と言っている。ただそんなことを言えるのも、どこか岡村的な過激さの影響なのだと思います。実際に私は、大学で授業をするようになってからこの方九年間、授業初回の冒頭では岡村さんのスライドを映して、岡村さんを紹介して、こういう人がいたよということはずっと欠かさずに儀式のようにやってきました。そして授業の合間には岡村的なエッセンスみたいなものを、随分知ったかぶりをして、強い口調で言うもんだから、学生はだいたい戸惑ってますけど、おもしろがつている節もありますね。

ただ私がこんなことをしていたからといって、看護教育がどうのなんて、まったくレベルの違う話ではありません。ただ、やらないよりはましというところもあるし、岡村さんが言うように「負けっ

「ぶりが大事だ」ということもありすから。それと「いまの現実を変えるためには一〇〇年先を考へなきや駄目だ」みたいなことも言われてますね。歴史的感性に対する岡村さんの大変ラジカルな部分と、非常に粘り強い持続性みたいなものの両方の戦略なんだと思いますが、それは私自身、小さな官僚組織を相手にしていても十分実感できます。いまここにある現実というのは歴史そのものだ。歴史も変えがたいが、それと同様な意味で未来も変えがたい。そういうてごわいというかなんとも捉えようもないものに、私たちは飼いならされているとしか思えない。じゃあいったい自分はどうかすれはいいのかといった時に、再び岡村さんに戻るっていうことの意味を問わなくてはいけない、という感じは致しております。

看護師を駄目にしたのは看護教育？

最後になりますが、「岡村昭彦が看護師に夢見たもの」というだいぶ大げさな題名をつけましたが、これまで述べてきたとおり、看護学は、大学院で博士を生み出すまでになってきていますが、岡村さんが夢見たものとは裏腹に、非常に根が浅いまま、いまだ技術教育を基本とした専門分化というレベルに留まっているように思えます。つまり、学問—科学コンプレックスと裏返しになって、自らの専門性をひたすら追い求めているという姿があつて、そこに自らの姿を映し出すための、た

とえば歴史的な視点というような批判装置を持たないのです。だから看護師を変えるためにはやはり看護学と看護教育が変わる必要がある。これはほんとにそう思います。ただ私自身が看護教育をやっているながら、看護師を駄目にしたのは看護教育だ、などと言うと「お前はなんだ」と言われるわけです。確かにそうかもしれないんですが、それぐわいの気持ちをもって進まないとい〇〇年先は見えないと思います。そのために口は三角にしていた方がいいのですが、あまりやると皆に嫌われるばかりですので、そこらへんは難しい。だから日に日に元気がなくなっていく自分を感じますね。ただ、もちろんそんなことも言っていられないわけです。そのためには岡村の方法というのがやはり必要だと私は思います。だから、なんとか看護教育のなかに、というか私自身のなかに、また新たなかたちで岡村さんを取り戻したいという気持ちが強いです。そして私は、いまの看護の現実というものに果敢に挑めるような、これはよく授業で言うんですが、「生意気な看護師になりなさい」って学生に言うんですよ。「素直で穏やかでなんでも言うこときくような、そんな看護師なんかなくてくれるな」って。「少なくとも医者のことなんか鶴呑みにしては駄目だ」というようなことは言うんです、ただ単にNOを言えばとかそういうことではないんです。そうではなくて、

自分自身の内省的な歴史観とか世界観というものを持った上で、発信力を持ったいわば知的な意味での生意気さですよ。そういう存在感のある生意気な看護師というのを私は育てたい。

そういうことのために、私は岡村さんという人に出会ったというか、そのために私はいるんだろって時々思うんです。この現場にいる自分というのは、そういう理由があつてここにいるんだから、そういうことを言っていかなかったら、いる意味がないと、そんな思いで。だから、そういう意味では、いまだにいつも岡村さんに支えられているといえれば支えられているわけで、常に戻っているのです。ただし、にもかかわらず、はなはだ限界があるなかで、悪戦苦闘しているというのが現実でございます、私の拙い発表は以上です。ご静聴ありがとうございます。

【略歴】

一九五七年生まれ。慶応義塾大学大学院工学研究科（修士課程）修了。埼玉県庁を経て、東京武蔵野病院（精神科）に勤務。千葉大学大学院社会学部（修士課程）単位取得退学。国際医療福祉大学保健医療学部看護学科教授を経て〇九年より千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科教授。著書に『報道写真家 岡村昭彦』『臨床で書く 精神科看護のエスノグラフィ』など。

ホスピス—日本の現場—病院へ就業して見えるもの

ほそのようこ
細野容子

(岡村昭彦名古屋ゼミ世話人)



はじめに

みなさんお久しぶりです。わたくし、八カ月間ホスピスがある小さな病院で看護部長として、仕事をさせていただきました。現場にいて見えるも

の、日本のホスピスについて気づいたこと、考えたことをお話させていただきます。

ことば—ホスピス—

岡村さんがバイオエシックスの運動を始めた頃、そして『A WAY TO DIE』を翻訳された頃から三十年以上経っているわけですね。岡村さんは死にゆく人とそのケアの物語を『ホスピス—末期がん患者の宣告—』として一九八一年出版されました。

ホスピスということばを現在の医療(保険対象)では、がんまたは免疫不全(AIDS)と診断され、六カ月以内の限られた終末のいのちに発生する身体状態や精神の苦悩などを持つ患者さんに緩和ケアを行い、死に逝く人を看取ることになります。しかし、一概に言えることではありませんが、多くの人は治せるなら医療の力で治してほしいと思ひ、苦痛を少なくして長らえたいと考えるのではないのでしょうか。ただその状態になった年齢やその人の哲学によって大きな違いがあるように見受けられます。

現在、がんとAIDSの終末期の人には緩和ケア病棟へ入院、または在宅で死を迎える在宅ホスピスが受けられます。しかし、私はAIDSの患者さん看護したことがなく、ここではがん患者さんのお話をさせていただきます。

ホスピスの周辺のことばとして、ターミナルケ

ア、ホスピスケア、緩和医療、緩和ケア、支援ケア、それからホスピス緩和ケア、エンド・オブ・ライフ、というふうにいわれています。因みに「緩和ケア」は「Palliative Care」の訳でジーニアス英和大辞典によると『末期患者とその家族のケア』となっており、病名は限定されるものではありません。岡村さんはターミナルケアとはおっしゃらず、ターミナル・イル・ケア、病気のケアというようにおっしゃっていました。

ホスピスの伝播

ホスピスの現状に入る前に岡村さんが、『ホスピスへの遠い道』を通して、「メアリー・エイケンヘッドがホスピスの母」ということを言い続けられました。メアリー・エイケンヘッドが亡くなったのは一八五八年でしたね。それから二十年ほど経って彼女のシスターたちがアイルランドのVincetians 病院で創ったのが Our Lady's Hospiceでした。それから八八年経ってシシリー・ソンドラスが中心になったチームがロンドンのセント・クリストファー・ホスピスとなったのです。

彼女は看護婦であって、その後ケースワーカーになり、そして医者になって痛みを止めるためのプロンプトン、モルヒネを使った治療法を發展させました。シシリー・ソンドラスは彼女がアイルランドのメアリー・エイケンヘッドの影響を受けたセント・ジョセフ病院で研修をして、修道女達

の対応や痛みを緩和するために用いていた薬のテ
クニックを発展させました。その後アメリカに最
初にホスピスができたのは一九七四年です。ニュ
ーヘブン・ホスピスです。

それから七年経ってから、日本で一九八一年に
聖隷の三方原病院。翌年淀川キリスト教病院にホ
スピスが創設されました。

岡村さんがその一〇〇床のホスピスをつくるこ
うのことを聞いて、死ぬ前の人を一〇〇人、全国
から集めて果たしてケアができるのだろうかとい
うようなことをおっしゃって、短大の授業を行い
問題提起されました。そのとき、ある方が私に「少
し勉強してみないか」と声をかけてくださり、オ
ブザーバーとして参加しました。翌年四月から十
五人ほどに声をかけ名古屋で「岡村ゼミ」を一年
間開設していただきました。

それは「このセミナーで一九世紀の鎖を断ち切
り、二一世紀に生きる人々へのケアの模索をする」
ために岡村さんは私たちに伝えたかった事を二年、
多くの時間をかけてご指導くださいました。諏訪
日赤でまた一年、ねらいは「被害者からみた世界
を看護婦に教えるようなカリキュラム」ですが、
岡村さんの授業はハウツーものではありませんで
した。三十年ほど経つ今も私に何ができるか分か
らないままですが宿題を沢山持っていますので、
一つずつ超えて行きたいと思っています。

「I was a nurse」のついでに――

私は長年看護職として年を重ねて、病気をもつ
個人の問題を解決することを主にして行動してき
ました。教育の場では先ほど松澤先生がおしゃっ
ていたように、臨床からはどうかすぐに働く看護
婦を育てて下さいという声飛びます。だけど、
看護は広範囲です。臨床で医者の手伝いをするこ
とだけが看護じゃない。そしてまた死の前の人だ
けをケアすることが看護ではない。しかし、看護
は「生から死」まで、そしてその過程に関わると
ころに原点があることには間違いないと思います。

臨床の場だけではなく、ホスピスをどのように考
え、実践し、学生に伝えるべきは何なのかと、次々
とわたしは大きな課題を抱えました。治療法がな
いことが分かって、本人も家族も残りの時を充実
して過ごすためには当事者達が主体的にならなけ
れば、他者ができることには限りがあります。誰
もが自分のいのちに関してしっかりとした価値観
でものごとを選択するというバイオエシックスの
原点に立ち帰ることの大切さを思います。

一九六七年シシリー・ソンドラスがホスピスを
つくった頃、わたしは看護学校の学生でした。そ
の二年後に卒業して一四年間、一般病院で働きま
した。手術室勤務が長く、人の死に一度も会うこ
とはありませんでした。その後透析を主とした腎
疾患患者のところで働きました。最新の医療で、

五年のいのちといわれていた人たちが透析導入一
十年後、仕事を続けているという体験をして医療
技術の凄さに驚いていました。

岡村さんに出会ったのは「がん」を告知するか
否かということが議論されていた頃でした。臓器
別または身体機能系列で医師の専門を標榜して、
がんの専門医は一般病院で働く私は知らない存在
でした。日本にもオンコロジスト腫瘍を専門の
医師が活躍するようになり、人々もがんに対して
大変関心をもち、家族、友人、同僚等ががんの人
がいるということ以身近なものになってきました。
さて、そこでホスピスっていったい何なのかとい
う本題に立ち返らなければなりません。

健康保険とホスピス

日本では、緩和ケア病棟、施設基準、終末期医
療としての保険料が絡んできます。先ほど隈崎さ
んがホスピスの解放を訴えるための署名の話をし
ていましたが、日本で医療の対象としては、が
んとAIDSであること。治療法がなく、六カ月の
うちに逝くであろうと医師が診断した人。対象に
なる人たちに金銭的な補償を終末医療としての保
険料として行う。死は誰にも訪れますが、非常に
限られた人たちだけです。

がん患者さんの死亡数は二〇〇九年で三十四、
四万人。二〇一二年になってホスピス緩和ケア病
棟が二四四施設、ベット数が四八〇六です。

ホスピスの患者さん一人に一日支払われる金額が三月三十一日まで、三万七千八百円。四月になりますと入院期間一カ月までは四万七千八百円になります。さらにもうひとつ費用のことで言うと、病院によって違いますが全室個室であっても無料と有料とは半々、無料を希望する人が多いです。四人の相部屋がある病院もあります。現在入院費用を計算するとすれば、一カ月百十三万四千円の一割、或いは三割が負担になります。さらに部屋代が四十万円ちかくなり、病院へ納める額が十数万円から七、八十万円になります。

ホスピスもランクができてきまして、患者さんの層も色々です。ホスピス外来を受診する前にがんの治療を続けていた人が治療法ないからと紹介され、外来を受診して入院が決まります。五、六人に一人は本人も受診されますが、殆どは家族だけでこられます。理由は患者が重態で他病院に入院中、または転院を勧められた家族が思い余って来院します。医師は方針とし、誰もが入院の手続きができるようにします。従って長い待ち状況になり入院できない患者が多くいます。また、自分ががんであるということを知らないで家族が入院させたい場合や治療を続けたいという場合、主治医や家族とよく話し合って納得できるまで待つことにしています。時には最期の場になるところですと念を押すこともありました。決して、容易な

問題ではなく、綺麗ごとで済まされる問題ではありません。

私が経験した中には、家族の支援体制がばらばらで医療者も家族も嫌な思いをしました。奥さんが一人で外来へきました。ご主人ががんで、働けないこともあり、奥さんが子供達に報せることなく、生活保護を受けていました。早く入院をさせる。個室料は払えない。治療のことも余り理解がないままに輸血してほしい等いろんな主張をなさるのです。困っているところへ、全く両親のことを知らない息子さんたちが三、四人来て、また大騒ぎです。残念なことですが人間の命に限界があり、その最後の時を共有したい家族になってほしいと祈りました。

アメリカでの経験

アメリカについて少しお話させて下さい。ホスピスというのはあくまでもプログラムであって、施設ではない。だから、病名は問題にならないのですね。

私が経験したのは、例えば障害があつて、二十歳まで育たないであろうといわれていた人が、七四歳まで生き、感動的な別れとその家族のあり方が心に残っています。その人に会ったのは三十年ほど前、施設に入っていて両親もなく、一七、八歳年上の従兄弟が後見人でした。その人を仮にアルバート呼ぶことにします。彼はグループプー

ムに入り、作業所へ通うなどして不自由な身体で生活をしていました。多くの人々に愛され高齢になりました。しかし、誤嚥性肺炎を起こして、ICUに運び込まれることが何度か続いて、私もお見舞いに幾度か行きました。

後見人（看護師資格有）と二人で病室へ行き、賛美歌を歌ったり、手を持って語りかけたりすると「In a happy」と言います。私たちがクルージングに出かける十日ほど前に、リハビリ病棟へ転入になりました。彼はリハビリができる状態ではありませんが理学療法士は彼を立たせよう、歩かせようと一所懸命でした。後見人はストップをかけました。プライマリナースに会い、相談して、ホスピスプログラムを適応させるように希望しました。その日の内に医者から電話かかってきてホスピスチームが集められました。

グループホームのスタッフは、施設で看取るのは始めてだけれど彼がここにいることを望むならば、私達も良い勉強になるとチームに加わりました。チームメンバーに医者はいませんが、看護師・牧師・ケースワーカー・家族として私達、そして保険関係者も参加しました。彼は障害があり、州で保証される保険でカバーできるので希望通りにして下さいと多くの事項を決定しました。そのときに印象的だったのは看護婦が「二十四時間、私たちがこの人を見るために必ず対応しますから、

どんなことがあっても他の職種の人を呼ばないで下さい。看護婦が責任持ちます」って言っていました。

死の前日のことでした。私たちが行くのと丁度牧師さん達もいて、アルバートを中心に讃美歌を歌い、彼の微笑ましいエピソードをスタッフが紹介したりして過ごしました。翌朝、亡くなつたと連絡が入り、「ご遺体にお別れに行くの？」と後見人に訊ねたら怪訝な顔をされ、「彼は死んでいる」と言い、旅行から帰ってお葬式をするから葬儀屋さんへ行きましょうと段取りを始めました。彼はがんではありませんでした。

もうひとつの例でいいますと、私がお世話になっている先生のお兄さま(92歳)が脳出血で倒れ、すぐに救急車で病院へ運ばれ、一週間のホスピスプログラムでした。スウェーデン系アメリカ人が誇りにするスウェーデンの国旗、青と黄色を配色した病室で静に息を引き取りました。いずれにしても疾患によってホスピス患者を決めるのではなく、本人の意志に家族の意見を加味して医療者に申請するものだと思います。

ホスピス医

私がホスピスということでご紹介しておきたいのが、私の勤めた病院のホスピスの医師のことです。仮に森先生とおきましょう。森先生は大学受験期にお母様が重症で、お亡くなりになりま

した。薬剤師になり、薬学の研究を専攻した後にはホスピス医になろうと医学部を卒業されました。従ってエイケンヘッドのお父様と同じく薬剤師・医師です。薬のことを話す時には亀の甲が浮かび、新しい生理学的治療法に造詣深く、決してあきらめない態度で患者に接しています。私が出会ったのは、彼がホスピス医として十数年経って、二千人の患者さんを見送つたという時でした。森先生が初期に書かれたものを紹介します。

「愛しいという想い。本当にあったこと」

頸部食道がんの末期の医師、男性。白いひげと顎鬚をたっぷり蓄えたその容貌はとて五七歳の若さには見えません。

はじめてホスピスにやって来られた時、彼の希望は手術を受けることでした。前の病院では抗がん剤の治療を受けていました。しかし、これ以上もうできることはありませんと言われました。わたしはあきらめません。どんなにつらいことであっても、まだまだ諦めないで頑張ろうと思います。これは多くの人たちの希望なのでですね。それから医者ももう普通の医者っていうのは自分達にもすることがわからないっていうときにホスピスへ送るのでですね。

ドクターにとっても患者にとっても大変なことです。抗がん剤による治療を半年やってきて体力も限界に近づいてきました。顔も真っ白。嘔吐

や脱毛などの副作用も強くなっています。浸潤しているので放射線治療も効果が期待できません。それでなんとかなると思つて紹介されるままにホスピスにやってきたのです。

そして患者さんの言葉で、人が死ぬことは誰も知っています。それでもギリギリまでその現実から目をそらしていたというのが普通です。ただ、最期をより良く生きる為に私はどうしても理解してもらわないといけないことがあります。これは医者の言葉ですね。ご本人は何としてでも頑張つてがんを押しこむのだという気持ちに燃えておられます。ただ、状況は悪化して予断は許さない状況です。事前に患者さん本人に亡くなつていく過程を具体的に話さなければなりません。そしてその際の治療について理解を得なければなりません。

自分が死んでゆく様子を誰が冷静に聞く事ができるだろう。誰が冷静に受け止められるだろう。死ぬことは私にとっても重い話です。ひとこと、ひとこと言葉を選びます。出血でもがき苦しむことは避けてあげたいと思う。私も相当な覚悟を決めて話さないと心を見透かされてしまいます。そんなにたくさん話していないのに、喉がカラカラになりました。苦しくなる前に、鎮静剤による処置を行う事が確認されました。そのとき、全てを理解し承知したとでもいうように、彼がこういしました。点滴の支柱台を杖代わりにして立ち上が

られた白い髭と顎鬚をたっぷり蓄えた容貌は仙人さながらでした。そして、突然腫瘍から出血して血を吐く。息が苦しくなってもがく。その苦しい期間をできるだけ短くする為にそうなった場合は鎮静剤で眠るような処置をします。場合によってはそのまま意識が薄らいで二度と目が覚めることがないことが予想されます。私の説明は彼には聞きたくない現実であったらうに、惨い話であったらうに、それに対する不満は一言もいませぬ。私自身が言いづらいであろうことを彼は理解してくれました。ホスピスに來られて初めての頃は誤解があつて手術を希望しておられたのだ。「ものごとには全て始まりがあるんやから、必ず終わるわなあ。末路が来るのは誰も拒まれぬ。でも、生きたいなあ。生きて何かするわけではない。またそんなしたいこともないわなあ。あまえやけどせつかくいま、生きてんねん。その存在が愛しいわな」彼は私の両手を握りました。

今は飄々としている医師の患者に接する姿が感動的です。どっかに発表したのと聞くと「あんたにあげる」言つて下さつたコピーです。

ホスピスを拒否した例

次に私がとても悲しかった四十七歳の子宮癌の方のお話したいと思います。ホスピス外来受診を待つために急性期病棟へ入院した女性の話です。入院してから両親と夫、妹が付き添つて本人

は車椅子でホスピス外来へおいでになりました。私はこの人に気になるものがあつたので、翌日病室を訪問しました。私の顔を睨みつけ「何故あなたが来たのだ。あなたはこの病棟の看護師でないでしょ」つていうふうに攻撃なさいました。「そうね、外来でお目にかかつてとても苦しうだつたから、私にお手伝いできることがあるかと思つて來ました。あなたはここのホスピスへ入りたいと思つてらつしやらないのかな……」という、まじまじと私の顔を見て「そうよ、私はまだ死ぬとは思つていないから。ホスピスつて死ぬところでしょ」と。お母さんもご主人も、もう手がかかつて駄目……。もてあましていらつしやるご様子でした。私は語りかけるよりも思案をしながら腕をさすつていました。

そのうち彼女のほうから「私は若い時に子どもと主人をおいて家を出てきた。だから夫や子どもにも何もしてやれなかつた。申し訳ない。そのことをちゃんと伝えたい」とボツボツと語り始めました。

聞いているうちに時間は過ぎ、そのあとスタッフが本人をお風呂へ誘い、お母さんが一人だけになりました。私はお母さんに「言いづらいことですが、子どもが先に逝くので辛いんですね。お母さん耐えられますか。できるだけこのことをして見送りましょう。むずかしいです

よね」と言うと、お母さんがハッとされた様子で、「ああ、連れて帰らない」といつて、三、四日後に自宅へ連れて帰られました。若人の死は多くの人に悲しみを残します。

この歳になつて

死は一〇〇%、これは誰もが死ぬわけです。ホスピスでお世話になるかどうか分らないことであり、自分のエンド・オブ・ライフを考えたとき岡村さんのことばが思い出されます。「もしもの為にそれをするのはやめた方がいいな」。

誰も死ぬのは確実であるけれど、がんで死ぬとは限らないのです。岡村さんにお会いした頃はまだ四十歳前で、パリパリの婦長さんをやつておりましたから、恐らく怖いもの知らず、自分の死はまだまだ先のことと思つていました。だけど今になりますと、もう古希です。そうすると、あと何年生きるのだらう。どのような経過を経て死ぬのだらう。私はがんで死んだ身内はありません。

どのようにして何時死ぬのか。これがわからないわけですね。がんで死ぬのか。突然に死ぬのか。まったくわからないわけですから。まあとにかく自分が人にお世話になるときはこんなときだらうというものはある程度、自分で決めて、不自由であつても、自分は家にいたいのだというのであればそのようにして、七十歳代、八十路そして九十台も自分のことは自分でできるようにと願ひ、体

力保持に努めています。介護が何時必要になるかわかりません。

介護制度は身体機能状況に応じて、レベルが決まられ一日に何回来て介護をしてくれるか、週何回ケアセンターへ行くのか決められます。本当に助けを欲するのであれば、必要な頻度・時間を自分で契約したい。例えば一年契約は駄目だろうから、一カ月契約でも、近所の人や時間が取れる甥や姪、知人を捜して、自分ができないところを補って貰うようにできないだろうか？ そんなようなことを考えながら、今だからできることを懸命にしています。

最後に中村仁一著『大往生したければ医療に關わるな』中村伸一著『寄りそ医』をご紹介します。きます。まとまりのない話をしてごめんなさい。ありがとうございます。

【略歴】

京都府生まれ。一九六九年住友高等看護学院（大阪）を卒業後、母院に一四年勤務し、名古屋の腎疾患専門病院に転職。夜間大学で福祉学就学中、一九八二年岡村さんが名古屋で現役の看護師対象に一般教養のゼミを始めるというので月一回の研修会の世話役を二年間担当。一年の渡米後、横浜、大阪、名古屋の各病院に勤務。姪の事故後のリハビリと看護教育を学ぶため、三年ほど米国に滞在。広島国際大学・岐阜大学看護学科教授などを歴任。

岡村昭彦写真展が開催決定！ 東京都写真美術館にて



二〇一四年七月一九日（土）～九月二三日（祝）（予定）、東京都写真美術館で岡村昭彦の回顧展が開催されることが決定しました。予定されている展示作品としては二〇〇点程度、既に同館に所蔵されている二八点の作品および二〇一〇年四月に岡村春彦氏宅より同館に調査のために預けられた岡村資料から制作される新たなプリントから選ばれることとなります。

公立美術館での初の回顧展となるため、特に時代やテーマを限定することなく、全般的に写真家・岡村の姿を知ることができると期待されています。また、写真専門美術館での開催ということもあ

り、写真家としての岡村の業績を再考することができるような、これまで知られて来なかった新たな岡村像を提示できるような展覧会を考えています。

展覧会の企画・担当は同館専門調査員の金子隆一氏で、既に同館に所蔵されている作品の購入・所蔵に携わった方です。加えて今回は、展示協力者として、岡村の会より中川道夫、戸田昌子の二名が調査・企画協力などのため参加することになりました。現在、同館に預けられている岡村資料の調査にあたっては、調査を進められています。未発表作品も新たなプリントを制作し展示が行われる予定です、新しく作られたプリントは展示終了後は同館に収蔵される予定です。

また、出品作品を網羅した展覧会カタログも制作されます。関連イベントとしては、写真展開催期間中にはシンポジウムもしくは講演会、そして映像資料などの上映なども予定しています。展覧会や関連イベント開催にあたり、岡村の会のみならず貴重証言や資料提供などをお願いすることがあるかと思っておりますので、ぜひご協力いただけますようお願い申し上げます。（戸田昌子）

非行を行なった少年 たちの社会復帰につ いて

よこやま
横山 巖
いわお

(弁護士・大阪市在住)



ご紹介いただきました横山です。岡村さんと子どもについてはあまり考えたことはなかったんですが、岡村さんはお母さん方と勉強会をしていますよね。なぜ母親たちの勉強会をしていたのか

と考えてみると、お母さんというのは子どもと関わりが強い。そうすると最終的には子どもに何かを伝えたいというメッセージが岡村さんにはあつたんじゃないかなと私は勝手に思ったんです。

先ほど岡村文庫に行つて、米沢さんのお話を聞きながら、「少年の関係で何か本があるかな」と思つて、私は司法関係者なので、司法のコーナーに行きました。三冊ございました。司法統計と家庭裁判所月報、それとあとは医療少年院の一〇周年記念集がありました。その中で家庭裁判所月報に、ちょうど少年法の解説が載つていて、そこにいろいろ書き込みがしてありました。「あ、こういうところまで見ていらつしやる」と思い、私の想いもまんざら外れていないのかなと、意を強くしていまこの場に立たせていただいております。今日初めてお会いする方もお見受けしますので、自己紹介も兼ねて、今日ほどのような視点で少年の話をするのかをまずお話しさせていたかどうかと思ひます。

居る場所がないという現実

私自身はいま、大阪で弁護士をしております。法律家になつたのは平成元年ですが、当初は裁判官でした。平成元年四月から平成二〇年三月まで、一九年間裁判官をしていまして、そのあと平成二〇年六月から現在まで弁護士です。

裁判官時代は日本全国をまわりました。一九年

間、裁判官として日本中を飛びまわるなかで、私は少年に対する思いが強かつたので、少年事件などを通じて、少年たちへの関心がさらに強くなつたのかなというふうに思っています。

非行を行なつて少年院に行き、更生した少年たちが、更生したにも関わらず、居る場所がないという現実があります。彼らの居る場所を確保して、それから一番大きいのは仕事にちゃんとつかせて、社会の一員として活動してもらうということ。それが出来て初めて社会復帰、社会の一員として迎えたことになるのではないかと思います。しかし現状はその視点が欠けていると思います。少年たちに居場所、それから働ける場所を確保してゆることが必要です。

少年事件は社会を映す鏡と言われますよね。大人社会の歪が、少年事件に表れているので、少年非行を社会がどのように受けとめていくのか、そのところを是非考えておく必要があるんじゃないかなと思ひます。

皆さまは日頃、司法の問題にあまり接することがないと思ひます。重大事件が起きたときにニュースを見て「なんてひどい、許せん」みたいな感覚だと思ひますね。そうじゃなく、地域には少年の問題は常にあると思ひます。

たとえば近くにお子さんやお孫さんいらつしやると思ひます。その子どもたちが非行を行なつて

いるというわけでもなくとも、その仲間に非行に走っちゃっている子とかが必ずいるはずで。少年非行は決して人ごとではないんです。これは社会で考えなければいけない問題なのです。今日はみなさんの頭の片隅に少年事件のことを置いていただき、共に考えてもらえれば、お話しさせていただく意味があるのかなと思っております。

私の少年に対する思いというのは、いまから振り返ると学生時代からあったのかなあと思うんですね。私はずっと野球少年でした。小学校の頃から野球を続けていて、自分たちでチームを作り、野球を通して成長してきたように思うんです。中学から高校行ったときに少年野球のコーチをして、大学行った時には監督をした、というようなことで、少年の育成ということについていつも考えていたのかなと思います。

スポーツをやっている非行に走る子が結構いるんですね。挫折しちゃうと行き場がなくて、勉強にも向かえないし、非行に走っちゃう子って結構多い。そういう子の非行に陥るパターンっていうのは非常にわかりやすいんです。

子どもたちと接してきて、非行に走る少年は結構、可能性を持っているんですね。そういうことに関われないかという思いがその頃からありました。最終的には司法の世界に行きたいと思っていたので、どのような関わりが持てるかと試行錯誤

してきたというわけです。

裁判官のときには、少年事件を通算六年させていただきました。大きな事件を経験させてもらったりして、非常に勉強になったんですが、一番勉強になったのは日々のちよつとした非行といわれる、いわゆる万引き事件のようなものでした。非行を通して子どもたちと関わる中でその子どもたちが変わっていくことを経験しました。少年が裁判官と会う時間というのは長くても二時間ぐらいです。その短い関わりの中で、少年の変化に気づいたり、あるいは少年院に送った少年の場合には、後で少年院に行ったりとか、あるいは手紙のやりとりをして、その成長に関わったりしてきました。そういう意味では裁判官の時にも少年の更生には関わったんですけど、いま申し上げたようになかなか線では結ばず、点ぐらいかなあ、よくて細かい線が繋がる程度の関わりしか持てなかったんです。私の中には少年の育成にもっと関わりたいという思いがございました。

一方、弁護士になってちょうど四年ですけれども、裁判官と違い少年に寄り添う時間が長く、今まで以上に強いパイプが作れているかなと思っております。

弁護士は少年が鑑別所にいる約一カ月間、面会を通していろいろ働きかけます。そのことで少年が変わっていく姿に出会うと、まさに自分の存在

価値があるのかなあと思っています。少年事件については人が思っている以上に自分の中では意識を高めているつもりですが、結構空回りしているところもあるのかなと思います。ある人と話をしていたら「横山さん、少年、少年って言っているけど、結局自己満足じゃないの」と言われました。しかし「いやそれでもいいんじゃないの。自分が満足できるような仕事をやらないといけないのと、違いますか？」と私は言い返しました。関わり方がベストかどうかかわからないけれど、私はこれでいいんじゃないかと思っております。

いま、若手の弁護士たちにもそのようなことを伝えていきます。何が正解かはわからない。少年事件は五年後一〇年後にその子がどう変わったかによって判断されるんです。まずは真剣に少年と関わっていくことが一番大事ではないかと思っ、日々取り組んでいるところでございます。

少年も罪を犯せば警察に逮捕

みなさんも「そもそも少年事件って何?」、「どういう手続きで、どうなっているの」、「少年院へ行ったというけれども、どんなことをしているのか」という疑問があたりだと思っるので、その点をお話したいと思います。

少年も罪を犯せば警察に逮捕されます。逮捕されると最大七二時間拘束されます。その後逃げる恐れがあるとか、あるいは証拠隠滅する恐れがあ

るとかいったところがあれば勾留ということで引き続き一〇日間身体拘束されます。基本的には刑事施設、いわゆる警察署に行くケースが多いんですけども、年少少年の場合には、鑑別所に勾留されるといってもございます。

この勾留から本格的に捜査側の取り調べが始まり、必要であればあと一〇日間拘束が続きます。身柄を拘束して取り調べできる期間は最大二三日間。これは大人も子どもも変わらず身体拘束されます。そのあと裁判しなければいけないという大人の場合は裁判所に起訴され、公開法廷で裁かれて、有罪か無罪か。有罪の場合には懲役何年、執行猶予をつけるかどうかの手續があるわけです。少年の場合にはすべての事件が家庭裁判所に送致されます。家庭裁判所で最終的にどういう処分にするかという手續が行われるのですが、その子に心身の問題がある、何故こういう犯罪を犯したのかといったことを調べる必要があると、鑑別所に行くこともございます。鑑別所に行った場合は基本的には身体拘束期間は四週間なんですけども、事実を争う場合は八週間まで延長されます。少年の場合の一番の特徴は「国親思想」ということです。国が親として子どもに関わっていくということなんです。家庭裁判所で審判を受けませんが、家庭裁判所では懇切を旨として審判をします。それから科学的に調べ、科学的な見地、要

するに心身鑑別をしたうえで最終的な処分をしないと、ということが法律で規定されています。

あとひとつ大きな特徴は、いわゆる犯罪をしていない少年、ぐ犯少年といわれているんですけども、たとえば家に寄りつかない、親の言うことをきかない、外ばっかり出てなかなか家に帰って来ないというような子どもたちに対しても、身体拘束をして鑑別所で身体鑑別し、なんらかの処分をするということもできます。これはあくまでも国が親として子どもをどう育てていくかという観点から正当化されるのであって、大人に対してそれをやると人権侵害と言われるでしょう。そこが少年の場合には相当違ってきます。

そうになると、関わってくる大人たちの関わりも変わってくる。警察の関わりもそうだし、われわれ弁護士の間わりも、裁判官として関わる場合にも、普通の刑事裁判とは違った関わり方になります。この点が大きな特徴かなと思っております。

鑑別所行きのケースについていえば、鑑別所には鑑別技官がいて、この人たちは心理学とか、社会学とか、教育学を専攻された人たちです。その子の心の問題とか、何故こういう犯罪をすることになったのかとか、生い立ちを調べたりして、科学的に分析していきます。家庭裁判所にも家庭裁判所調査官がいて、同じような専門家、その子の言っていることを聞いて、どのような処分が

妥当かを検討していきます。

そのなかで、たとえばこの子がこういう犯行を行なうきっかけとしては家庭における虐待などがあったんじゃないかなどを調べます。最近、発達障害等の問題がクローズアップされていますが、学習障害を持っている子とか、注意散漫でじっとしてられない。学校でそこらじゅう歩き回る子とか、発達障害が原因で非行を行なったということになれば、その子に合ったケアをしていく必要があります。

どのような更生の道が妥当なのか

弁護士の関わりは、まず子どもと会って、どうしてこういう事件を起こしたのかと聞いたり、両親と会って、少年や家族のことを聞きます。学校に行っている子であれば、学校の先生方と話をしたり、仕事をしている子であれば、仕事場へ行っ

て話を聞いたりとか、環境調査もしていきます。被害者のいる場合は、被害弁償に赴きます。このようなことを通して、子どもに働きかけ、自分の問題点に気づいてもらうというのがわれわれの仕事です。そのような関わりをしたうえで、この少年にとってどのような更生の道が妥当なのか、つまりどのような処分を付すべきなのか、付さないのかという意見を家庭裁判所の審判で述べることになります。たとえば何も処分しなくても頑張っていける場合は、「お父さんお母さんも頼

みます。学校の先生、頼みます」という形で処分しないで終わるというケース、これを不処分と言います。

この子にはいろいろな人の関わりがあるべきじゃないかなといった場合には保護観察。みなさんお聞きになったことがあると思いますが、保護司さんについてもらって月に一回か二回ぐらい、助言をもらいながら更生していきます。

保護観察を受けても何度も何度も同じこと繰り返して、なかなか難しいという場合には、「少年院で頑張ってください」というようなケースもございいます。

一応こういう形で、最終的に処分が決まるわけですが、あとは最終的な処分をする前にその子の特性をもう少し見た方がいいんじゃないかといった場合には、最終的な処分を猶予して試験観察という中間的処分をすることがあります。社会の中で暮らしてみたらちゃんとできるんだったら、そのまま頑張ってみればいいと。そうじゃない限りは少年院に行ってもらおうよ、というような内容です。

このように社会に戻ってしばらく様子を見るといった場合には、弁護士が大きいですね。月に何回か会い、いろんな課題を与えてその子の成長を見てみるとか。仕事先がない少年であれば、補導委託という形で、どこか住み込みの寮みたい

なところで仕事をしながら更生をしていくというような関わりもあります。

子どもはこれからの社会を担う存在

次は少年の更生についてです。少年の更生というと、非常に固いイメージがあると思うんですけども、私はこういうふうに理解しているんですね。子どもたちは犯罪を犯してしまった、親の監護に服さなかったということがあるかもしれない。けれども子どもたちは社会の一員ですよ。たとえ非行を行なって少年院へ行ったとしても、最終的にはまた社会に戻ってくる存在であり、これからの社会を担っていく存在ですよ。

そうなる社会の一員として、この社会を引っ張っていくために、いろんなことに気づいてほしい。自分をもっと大事にして自分の可能性に気づいてそれを大事にして伸ばして欲しい。それに気づかせるのが更生ではないかなと私は思っています。必ず社会に帰ってくる存在なんだから、社会の一員ということを感じさせるのが、私は更生に繋がると思うのです。更生というと、大人が型にはめるとかイメージあると思うんですけど、それは更生ではない。少年本人が自分の持っている可能性に気づくということ。それが更生ではないかと私は思っています。

そのような意識でいえば、社会に戻ってくる存在の少年にどんな気づきを与えるか。それが大事

になってくると思います。当然先ほど言った少年院での教育もありますけれども、そこに行く前にわれわれ弁護士が関わるときに、特に私が意識していることは、次のようなことです。

何でそんなことしてしまったのかという非行の原因を、自分なりに考えて行く段階で、その背景にもしかしたら家庭で虐待みたいなことがあったかもしれない。今まで言えなかったけども、それをちゃんと正面から取り組んで、しんどい作業ですけれども、そこに気づかせて、その少年から言葉で表現させる。それを親に伝えることによって家庭が変わり、そのことによって新たな変化がおきてくるんじゃないか。

それから被害者がいる場合には被害者の立場からのごとを見ていくということ。これがなかなかできないところなんです。自分のことばかりしか考えていない。「つかまっちゃった。私これからどうなるの？少年院行かなきゃいけないの？」とか、そんなことばかり言っていて、被害者のことまで考えられないんです。いかに被害者の立場をイメージさせられるのか。これは要するに社会の一員として戻ってくるうえで重要なことなので、この視点からの関わりが大切だと思っています。

少年院に行く子どもは非常に少ない？

今日は少年の更生がテーマではなく、少年院か

ら戻ってくる子どもたちの行き場がないということをお話ししたので、少年院の実態とか、少年院からでた子どもの想いつてどうなのかなといったことを少し掘り下げてお話ししたいと思います。

少年院は全国で五十三庁ございます。医療少年院が四庁、その他が四十九庁。男女別々に収容されていて、男子が四十庁、女子が九庁です。少年院に入るような子どもたちはどのぐらいいると、皆さんは想像されますか。統計を見ますと、平成一六年が五三〇〇人、平成二一年の統計では約四〇〇〇人です。裁判所にかかる件数は一七万ぐらいありますので、少年院に行く子どもというのは非常に少ないんです。変な話し「少年事件のエリート」と言われることがあるんですけども、そのぐらい少ないんですね。

期間はどのぐらいかというところ、普通はだいたい一年です。これを基準に、それほど行かなくてもいいだろうといった場合には、短く六カ月から四カ月の場合もあります。一方、重大事件、殺人事件、人が亡くなったような事件で更生に時間がかかる場合には、一年六カ月とか二年、それを超えるようなケースもあります。

そのような期間でどのようなことを少年院がやっているのかというところは生活指導です。先ほど申し上げた被害者の立場に立ってものごとを考慮えられるようになることをかなり集中的に取り組

んでいます。作文指導とかロールプレイ、読書指導などを通して行ないます。作文指導というのは鑑別所にいる段階からもやるんですけども、被害者の立場から自分に対して手紙を書きます。まず自分から被害者に手紙を書いてみる。その後、被害者の立場で自分に対して手紙を書かせます。

相手の立場に立つことができな子どもたちには衝撃的なことのようにですね。どんなこと書いているのかというと「何で私を狙ったんだ、お前なんか死んでしまえ」みたいなことを書いてくる少年がいるそうです。そういうことさえ最初の段階では気づいていきませんが、指導の中で、そこから辺を深めていきます。ロールプレイでお互いの役割分担をして、被害者になってみたり、加害者を演じてみたりする中で、いろいろな気づきをするようになるようです。

読書指導では、被害者の書く手記、あるいは遺族の書く手記があるので、そういうものを読んで被害者、あるいは遺族がどう思っているのかといったことを考える。これもかなり深まりがあるようです。私は少年院を何度か訪問していますが、そこには課題読書みたいなのがあって、それを読んで感想文を書くことで気づきがあるそうです。

それ以外には職業訓練。フォークリフトの免許を取ったりとか、あとガス溶接とかアーク溶接、それから危険物の取り扱い、最近は何プロとか

パソコンの検定をうけたりとかもやっています。訪問介護の方も最近力を入れていそうです。介護員養成もしているということです。

ただ資格をとって社会に戻ってきてても、それに関する仕事につけるのかというと、なかなか難しいとは思いますが、少年たちにとってはこういう資格を一個一個取っていくことによって成功体験を積み重ねていくことが大きいようです。それまでワープロ、パソコンもさわったこともない子が、一分間に何文字打って「先生、何級になりました」っていうことだけでも凄い喜びになって成長していきます。それ以外には教科教育というものもあって、高校を卒業していない子が結構多いんですが、高校卒業認定試験、これに合格する率が最近高くなっているそうです。十八歳、十九歳の子たちが、高卒の資格を取って、少年院から出ていくケースもあると聞きます。

親はいるけど受け入れてくれない

少年院ではいま申し上げた生活指導、職業訓練、教科教育を中心に更生の道を歩んでいるんですが、勉強してきた子どもたちは少年院に入ってから十カ月ぐらいで出てきます。いよいよ社会に出るといった状況で受け入れ先がある場合は、仮退院ということで社会に戻ることが出来ますが、受け入れ先がない子は出られません。十一カ月のカリキュラムを一生懸命やって問題なくいろいろな

資格をとったとしても、受け入れ先がない場合には出られないのです。

私がこの間行ってきた少年院では、一年間で十九人の子どもたちが仮退院という形で社会に戻ったのですが、そのうち九名、約一割の子が、帰宅先が決まらないということで、仮退院が延びたそうです。親はいるけど受け入れてくれない。じやあどこか施設があるかというところもなかなか見つからない。一生懸命更生して、いつでも社会に出られる力があるというふうに判断されても、あかんという子がいます。

私の担当した子も女の子だったんですが、一年間のカリキュラムを頑張って過ごしたのに、親が受け入れないというので、一年三カ月ぐらい延びた子がいました。仮退院するに際しては更生施設みたいなところが手をあげてくれて、やっと出られました。そこはアパート形式、寮みたいな感じのところでした。簡易宿泊所みたいなイメージの方がいいかもしれません。ただ単にそこに行くと、その子はちよつと病気を持っている子で仕事も出来ずに生活保護を受けながら、一人で生活していくことになりました。これで本当に社会復帰ができたといえるのでしょうか。

職業訓練を受けているいろいろな技術を身につけて社会に戻ってきて就職先がない。「少年院上がりのようなやつを受け入れるか」みたいな雰囲気

が社会にありますね。

平成七年『犯罪白書』によると、男子の場合は五〇・六%の受け入れ先があったということですが、平成一六年になりますと、これが三一%まで落ちていく。就職希望している子が約五割いるけれども、多くの子が仕事につけないでいる。

女子の方がもっと就職難です。こんな酷いのかなど今回この数字を拾ってみてわかったんですが、平成七年当時でも一〇%だったのが、平成一六年だとその半分の五%に落ちています。就職したいと思っている子が五割を超えていても、就職できたのはそのうちの割ぐらいなんです。就職先がないということでも何もせず、ぶらぶらしている子が多いというのが現状だということがわかっていただけのんびやかなと思います。

再非行が、どのぐらいあるのか

少年の立場からしたらどんな思いをしているのかということをは是非、考えていただけたらなと思います。さつき少年たちは被害者の立場から考えるトレーニングをしていると言いましたが、ぜひ大人の皆さん方がその子どもの立場になってイメージしていただければと思います。

一年間いろんなことに気がついて、(自分も社会の一員なんだ。帰ったら頑張つてやっていこう。お母さんと上手くやっていきたい。仕事を見つけて社会のために貢献したい)と思つて帰ってきた

のに親は受け入れない。それでもなんとか更生施設に入り仕事を見つければよと思つても仕事がない。お金もない。もう、やり場がないと思うんです。これが現状です。子どもたちがその後どうなっていくのかは、みなさん容易に想像できますよね。

子どもたちの再非行が、どのぐらいあるのかを調べてみました。先ほどの『犯罪白書』は毎年出ていますけれども、平成一七年には少年非行というのを特集した犯罪白書が作られています。それから五年後の平成二二年にも少年についての特集が載っています。これはちよつと五年経っているので、平成一七年に仮退院した子どもたちの五年後を追つたところが出ていました。それ見ると、この五年間に再度少年院に入った子の率というのが一五・四%。それから五年内に刑務所に入った子が八・七%あるということです。五年経ったら、十八歳だった子も二十三歳になるので、犯罪を犯したら少年院ではなく刑務所に行きます。合計すると二四・一%の子どもたちが再度施設へ入っているというのが統計上出ております。

皆さんの感覚として、少年院へ行った子の二五%、四人に一人がまた犯罪を犯して少年院あるいは刑務所に入る。高い率だと思われませんか。それほどでもないと思われませんか。

以前ロータリークラブでお話したとき、四人に一人がまた犯罪を犯して少年院へ行ったり、刑務

所へ行ったりすると話しましたら再犯率が「高い」と思われた方が多かったです。

経営者の感覚としては「四人に一人は多い」という感覚ですが、私の見方は逆ですね。四人のうち三人は社会の中で頑張っているんですから。

さつき言った受け入れ先もない、就職先もないような状況で、四分の三の子どもたちも、もしかしたら再犯しているかもしれません、でも刑務所とか少年院にまた戻らなくてもなんと頑張張って生きています。このような状況の中でよく頑張っていると思いますよ。これは法律家の見方と、一般の方の見方の違いかなと思うのです。

ではこの四分の一の子どもたちは、何でまた再非行して、少年院あるいは刑務所に入らざるを得なかったのかなということを考えてみたいと思います。

少年院で頑張ってきたけれど、社会に戻っても親もふり向いてくれないし、社会も受け入れてくれない。仕事をしようと思つてハローワークに行つても受け入れてくれない。そんなときに声かけてくるのは昔の仲間、「ああ、大変やったな」と。

〈俺はもうそういう仲間に戻りたくない〉というふうに思つたとしても、他の人は誰も受け入れてくれない。そしたら受け入れてくれる方へ行きたくなくなると思いませんか。自分一人で生きていければそれはいいけど、なかなかそれは難しいんじゃない

ないでしょうか。人間って楽なほう楽なほうへ流されますよね。例えば覚せい剤やつた子だったら、一年間やらずにいたのに、結局戻つていくんですね。

「それは少年が弱いからだよ」、「それは自分の問題だよ」。そうかもしれないけれども、社会の問題というのもあるんじゃないかと私は意識したいと思います。少年たちだつて少年院にまた行ききたいなんて誰も思っていないと思います。〈自分は社会の一員として頑張つていきたいな〉という思いは絶対あると思うんですよ。

そういう意味から、さつきもいつた四分の三の子はなんとか頑張っていると思います。これはもしかしたら見えないところであるような支えがあるのかもしれないんですけれど、それが何なのかっていうのは良く判らない部分もあります。そういう意味からすると四分の三の子どもたちはなんとか、社会の中で頑張っている。そういう子たちをもっともつとサポートしていく必要があるんじゃないかというのが、今の私の問題意識です。

少年たちのために私たちは何ができるか

そこでそのような状況の中で、未来を担う少年たちに必要なものは何かということに入りたと思います。これは同じことの繰り返しになります、社会人として自立していく、安定した生活を

することです。そのためには受け入れ場所の確保。それから仕事の確保。特に職業の確保というのが食べるためということもあるけれども、生きていくため、社会の一員として生きていくため、社会的使命をもって生きていくために、それがすごく大事なんじゃないかなと思います。

こういう子どもたちは学校でも評価されて来なかったから、成功体験が少ないですね。自己評価が低いです。そういう子たちには何でもいから成功体験を積み上げてあげることによって、自分の持っている素晴らしいものに気づいていくんじゃないかなと思います。自己肯定感を高めていくということが大事だと。

そうなつていくうちに、他の人たちとの連帯みたいなのも出てくれば、自分を貶めるようなことはしないですよ。再非行するなどまさに自分を貶めていることです。被害者をつくつて一番傷つくのは自分なんです。そこに気づいていく。そのためには繰り返しになりますけど、自分に肯定感を与えていくということが大事なのかなというふうに思います。

そのような少年たちのためにわれわれ大人たちは、どういうことをして行くべきなのか。結局、それは最終的にどのような社会があるべきかということを考えることだと思つてですね。非行を行なった子たちをしっかりと受け入れる社会、そう

いう子どもたちが立ち直っていける社会です。私はそう考えています。

社会の第一線で働いている方の少年に対する働きかけは大きいです。まずは家庭での働きかけです。それプラス社会の第一線で働いている方もしくはここに経営者の方がいらっしやるなら、仕事を通して子どもたちとも関わっていただくということが大きいんじゃないのかなと思います。

皆さんが少年の現状をもっと知りたいというならば、司法関係者と話をして少年の現状はどうかを聞いていただきたい。最近だと、少年院とか鑑別所を見学することも出来ます。そういうことを通して少年非行の現状はどうかということよなことを考えていただきたいと思っています。

新たな教育的な態度ということで、その子のもっているその力をどうやって引き出していくのかということをも国としてもシステム作りが大事ですが、われわれにもその子の持っている力を延ばしてやることのできるんじゃないかなと思います。そういう意味では経営者の方々と接点を持つことが、一つの足がかりになると思っています。

最近、協力雇用主という、そういう子どもを受け入れる経営者の方が大分増えてきております。しかしそういう方でも個人で頑張ってるしやるということ、なかなか連携ができていない。少し寂しいところなんですけれど、それでも、受け

入れようというような方が少しずつ多くなって来てくれば、有り難いなと思います。

やり直しが認められる社会に

最終的に私が思っているのは、やり直しが認められる社会ということです。今の社会は少年犯罪については厳罰化の方向に向かっていますよね。法律も改正されて、概ね十二歳から少年院へ行く。概ね十二歳ということは十一歳の子が少年院へ行くのです。十一歳というと小学校五年生。犯罪を行えばそういう子も少年院という方向。重大犯罪、たとえば殺人とか、故意に人の命を奪ってしまったようなケースは、十六歳以上は原則、逆送。検察官送致、大人と同じような裁判を受けます。要するに教育でなくて、罰を受けろといった方向に流れています。たとえば殺人事件なら、裁判員裁判で刑が問われることになりました。

裁判員裁判になった場合、もう一回家庭裁判所に戻して、刑罰でなくて教育を選択すべきだといったこともできますが、現実問題としては難しいですね。

果たして厳罰化が、本当に大事なかどうか。必要なのかどうか。一方、被害者の立場の方からいえば、少年であっても、やったことに対して責任とらせるべきという議論があります。この問題は何かいいとか悪いとかではないと思いますので、是非ここは議論していただくべきと思っています。

少年事件をやっているサイドの弁護士からすると、果たして少年事件を裁判員裁判で審議するのが本当にいいのかわかと思っています。

ちようどいま裁判員裁判が施行後三年経ったので見直しの時期です。このような議論も出ているところがございます。最終的には人間とは弱いものであるから、失敗は誰でもあります。しかし人間にはやり直せる力があると信じます。特に少年の場合にはその可能性が大きいんじゃないでしょうか。その力を信じるような社会を作るのか、それともそういう子どもたちを排除して繋がりを断ち切ってしまう社会にするのがいいのか、これが問われているのではないかと私は考えています。私の話は以上でしめくくらせていただきます。ありがとうございます。

【略歴】

一九六一年生まれ。早稲田大学法学部卒。八九年裁判官任官。神戸、函館、小倉、千葉、島根県浜田・益田、大阪、山形県鶴岡の各裁判所に勤務。〇八年三月依願退官。同年六月より弁護士（大阪弁護士会所属）。一一年一〇月より大阪大学大学院高等司法研究科非常勤講師（少年法）として法曹教育に、同年より島根あさひ社会復帰雇用促進センター（官民運営の刑務所）で受刑者教育に関わる。

事務局便り

1. 岡村昭彦の会のホームページリニューアル
十年ぶりにHPを新しくしました！ 岡村さんがLIFE誌等に発表した写真のページも新設されましたので是非、覗いてみてください。現在HPを訪れた人は約4万人。常時資料等更新していきますので、ときどき訪れてください！



2. 岡村昭彦が母親たちに語ったこと Vol.3 発行
「岡村さんと母親たちの会」での岡村さんの

講義を冊子にした第3号『「電力と原発、体育の思想―」が出来上がりました。ご希望の方は事務局まで連絡ください。頒価300円（送料込）でお送りします。

なお第1号「岡村昭彦写真展副読本―国際報道写真家にとつての死と生」、第2号『ホスピスへの遠い道』副読本―ホスピスの心を求めて―も在庫があります。ご希望の方は「AKIHIKOの会」事務局か静岡県立大学比留間研究室(054-264-5364)までご連絡ください。静岡県立大学図書館岡村昭彦文庫の魅力を紹介するブログが開設されています。
<http://akihiokobunko.seesaa.net/>

3. 夏季ゼミのお知らせ

AKIHIKOの会世話人米沢慧氏主宰による恒例夏季ゼミを昨年に続き開催します。

メッセージ 「アキヒコの気脈と信州の風2」
日時：7月28日(土)13時～29日(日)午前中
会場：信州黒姫高原の宿ペンション四季の詩
長野県上水内郡信濃町野尻3884-477 (貸切)
TEL 026-255-5850
<http://www.shikinouta.jp/aisatu.htm>

参加費：13000円（1泊2食・宿泊・懇親会・講師料等含む）。交通費別。
申込み：7月20日締めきり（以後でも受付可）
申込先：アキヒコの会事務局（頁末参照）

※参加申込者には追って演題・ゲスト講師含む日程表等お知らせします。どなたでも参加できます。

4. 「没後のアキヒコ・オカムラ」資料編

- 2011年
- 8・19 岩波新書『希望は絶望のご真ん中』むのたけじ
 - 10・13 岩波書店『「いのちの思想」を掘り起こす』
―生命倫理の再生に向けて― 安藤泰至
 - 11 青海社『在宅ホスピス物語―死と生に向き合うとき』二ノ坂保喜

2012年

- 1・23 朝日新聞朝刊「天声人語」
岩波書店『図書』「このちの痛みからの問い―日本の「生命倫理」の魁群像」島蘭進
- 4・10 集英社コレクション 戦争×文学 2 『ベトナム戦争』岡村の写真と文章『南ヴェトナム線へ』掲載
- 5・8 北海道新聞夕刊「未公開写真を大量発見」
- 5・30 『アリーナ2012』13号（中央大学編）書評 日野啓三と「ベトナム戦争」 岩間優希

5. 通信費送付のお願い

今後、会報や案内などが不要な方はご一報下さい。引き続き案内等資料の送付を希望される方は通信費1000円をお振り込み下さい。
口座番号「00170-6-615123」
加入者名 「岡村昭彦の会」

『岡村昭彦の会会報』第22号（2012・7・12）
発行 東京都江戸川区西小岩五十一―二十七
戸田徹男方「岡村昭彦の会」事務局
TEL&FAX 03-3657-8300
*ホームページ <http://akihiko.kazekusa.jp/>
*メールアドレス akihiko-no-kai@kazekusa.jp